

報告第3号

アンモニア水の取得に係る急施専決処分報告について

令和6年度上半期のアンモニア水の取得について、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年3月27日管理者において次のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年5月10日

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

- | | | |
|----------|----------------------------|--------------|
| 1 物 件 | アンモニア水 | 約 880,000 kg |
| 2 契約の相手方 | 大阪市中央区道修町一丁目6番7号
曾我株式会社 | |
| 3 契約金額 | 74,052,000 円 | |
| 4 契約期間 | 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで | |

(参考)

地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省略

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省略

大阪広域環境施設組合財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 70,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 10,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。